平成 23 年度 富山県中小企業等省エネ設備 導入促進モデル事業の募集

*省エネ設備の導入に要する費用の一部を補助します。

1 補助の対象

県内の工場、事業場その他の事業用施設において、

省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業

及びこれに付随する事業を実施する中小企業者又は民間団体等。

【要 件】

- ・ 補助対象経費の合計が200万円以上であること
- ・ 補助事業実施前と実施後において、エネルギー消費量 及び温室効果ガス排出量が比較可能であること
- ・ 既存の施設又は設備の改修事業であること
- ・ 導入する設備が中古品でないこと



[事業の例]

《複合的に整備する事業の例》

複合的な事業とは、 1γ 所の事業所において、 2γ 以上の技術を組み合わせて導入する事業です。(次の①~③に関する対策を①+①、①+②、①+①+③のように組み合わせた事業など)

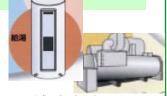
- ① 既存の設備から省エネ設備への交換(空調・給湯・熱源・照明設備など)
- ② 建物の断熱改修、屋上・壁面緑化
- ③ 新エネルギーの導入(太陽光発電設備、小型風力発電設備、その他再生可能エネルギーを利用する設備の導入)

《一体的に整備する事業の例》

- 一体的な事業とは、一定の区域や複数の区域で導入する事業です。
- 商店街の照明を高効率型照明(LED 照明器具等)に改修する。
- 近接する複数の建物内において、照明を高効率型照明に改修する。
- ・ 本社・支社など複数の建物を改修する。

2 補助率(補助金額)

3分の1以内 (1件あたりの限度額:1,000万円)



出典:省エネルギーセンター パンフレット

- ※補助対象経費から他の補助金等を除いた額の3分の1。
- ※中小企業者又はその団体の方は、富山県環境施設整備資金融資制度も併用が可能。

3 募集期間

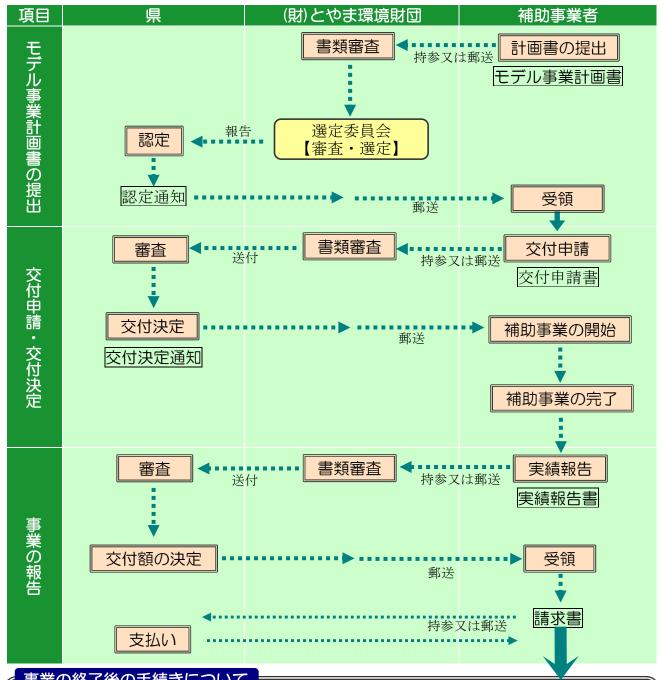
平成23年6月15日(水)~平成23年7月15日(金)

※募集期間終了後に開催する選定委員会で審査・選定を行い、モデル事業を認定します。

4 事業の詳細、応募書類のダウンロード

財団法人 とやま環境財団 HPアドレス http://www.tkz.or.ip/con28.html

5 手続きの流れ



事業の終了後の手続きについて

- ①事業の成果報告
 - 事業終了後3年間(H24~H26)毎年5月31日までに県に報告してください。
- ②消費税等仕入控除税額の報告
 - 補助金の額の確定後に明らかになった場合は、速やかに県に報告してください。
- ③財産の処分
 - 補助事業により導入した設備等を処分する場合は、県に報告してください。

申込み・問合わせ先 6

財団法人とやま環境財団

担当 加口、本江

TEL 076-431-4607

住所 〒930-0096

富山市舟橋北町 4-19 富山県森林水産会館 2 階

